



問 現在の村政懇談会の形態で十分か

答 参加者全員が発言でき理解深まる



光風会 村上 志保 議員

問 以前の村政懇談会では各地区100人近くもの人が参加した。一方、現在の村政懇談会は、参加人数が各地区十数人程度に制限され、話し合うテーマも単一化されている。この形態になった背景は、

答 発言者が限られることや地区自治会の負担も課題であり、新型コロナウイルス感染拡大を機に今の形態に変更した。

問 参加者を制限することは主体的にまちづくりを携わろうという人を増やすことにつながるのではないのか。現在の懇談会では以前のよくな村政の説明や事業



令和6年度に行われたグループワーク形式での村政懇談会

説明は行っているか。また、令和6年度のグループワークのファシリテーター委託料は、

答 全ての参加者がお互いに知り合い発言を深められるため、地域への関心を強くする人が増えたと期待できる。村政に関してはテーマに関連した内容を説明している。ファシリテーターへの委託料は税込みで66万円。

問 村長に伺う。村政懇談会をオープンな形式に戻してはどうか。

答 開催方法は引き続き検討していきたい。

問 国保税今後引き上げてはならない

答 税率改正も視野に入れ検討が必要



大名 美恵子 議員

問 村は現在、来年度の税率などの検討を行っているが、被保険者の生活は物価高騰などで深刻さが増している。今後、税率引き上げは行つてはならない。

答 令和4年度の税率改正以降、事業費納付金の増加に対応しきれず、支払準備基金から2億円近い繰り入れを2年続けてきた。これにより支払準備基金の残高は6000万円ほどとなり、今後は、「国民健康保険運営協議会」の意見を伺いながら、国保事業を持続可能な制度として安定的に運営していく

ため、税率改正も視野に入れた検討を進めていく必要があると認識している。

問 県は、令和5年、6年度の急激な納付金増加の要因をどのよう



安心できる「国保」でこそ万全な体調管理

答 医療費増による県の国保特別会計の収支状況悪化に伴い、国保事業費納付金の大きな変動を避ける調整処理ができなくなったこと、後期高齢者医療制度の被保険者数の増に伴い、後期高齢者支援金が大幅増となったことなどが挙げられる。